事業計画の数値目標等に伴う教員の業務負担増に関する項目

大阪府教育振興基本計画は、大阪の教育力向上の観点から、教育基本法第17条第２項及び大阪府教育行政基本条例第３条の規定に基づき、大阪の教育振興に関する基本的な目標及び施策の大綱、並びに施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、大阪府教育振興基本計画審議会の意見等も踏まえ、府民意見の募集を実施した後、府議会の議決を経て、策定したもの。

事業計画は、教育振興基本計画に掲げた目標の実現に向け、取り組むべき施策や事業を取りまとめたもので、実施にあたっては、市町村や学校現場と連携し、効果的に取組みを進めてまいる。

賃金・諸手当の引上げ、休暇制度の充実など教職員の待遇改善に関する項目

会計年度任用職員制度への移行に伴う勤務労働条件の見直しについては、昨年度に協議したところ。今後とも、勤務労働条件に関わる諸事項については、十分協議を行ってまいりる。

教員の時間外勤務の増大に関する項目

高等学校の通学区域については、平成24年３月28日に制定された大阪府立学校条例第２条の「高等学校の通学区域については、平成26年４月１日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。」との規定に基づき、平成25年３月26日に大阪府立高等学校通学区域に関する規則を改正し、平成26年４月１日から府内全域とした。

　府教育委員会としては、中学生の進路選択、中学校の進路指導が円滑におこなわれるよう、必要な情報について、中学校や生徒・保護者に一層丁寧に周知していくことが必要と考えている。

　今年度、６月末に「大阪府公立高等学校等ガイド」を大阪府内の公立中学校の３年生全員に配付するとともに、７月２１日には公立高校が一堂に会した「大阪府公立高校進学フェア２０２０」を開催いたしました。

　あわせて、大阪府教育委員会のウェブページ上に、中学生の進路選択や中学校における進路指導を支援するため、公立高校や支援学校の学校情報を効率的に提供できる公立高等学校・支援学校検索ナビ（愛称：「咲くなび」）を開設し、公立高校や支援学校の学校情報を提供している。

今後も、中学校における進路指導、生徒の進路選択の支援に努めてまいる。

教員の業務負担増に関する項目

令和２年度入学者選抜については、今年５月に方針を決定、公表し、６月上旬に市町村教育委員会及び中学校等の進路指導主事を対象に説明会を実施した。また、６月に作成した「大阪府公立高等学校等ガイド」の中に、入学者選抜の概要を掲載し、府内の公立中学校の３年生全員に配付した。さらに、７月21日には公立高校が一堂に会した「大阪府公立学校進学フェア２０２０」を開催し、入学者選抜制度を説明する時間を設けた。10月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校、高等学校の校長及び進路指導担当者などに対して説明会を行ったところ。今後とも、選抜に関わる事項について、市町村教育委員会、中学校等に対して、丁寧な説明に努めてまいる。

　平成２８年度以降の入学者選抜における調査書については、中学校での学習活動を幅広く評価するために、評価対象学年を第１学年から第３学年までの全学年に拡大した。

　また、「活動/行動の記録」については、これまでの総合所見欄に代わるもので、総合的な学習の時間や特別活動、部活動、学校行事の記録など、学校内での日常生活を含む中学校でのあらゆる教育活動、学校生活全般にわたる行動の記録を、具体的事実を示して記載することとしている。

　これは生徒を学力だけでなく、人物像も含めて多面的に評価したいという観点から選抜資料として活用するもの。

　入学者選抜においては調査書の絶対評価の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとすることが重要であり、実際に受験する生徒たちの学力の状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、チャレンジテストの結果を活用した府内統一ルールを定めている。

文部科学省に対し、「国の責任で小・中・高校の30人学級の実現」と「教職員定数増」の早期実現を求めるなどの教職員の業務負担軽減に関する項目

高等学校の学級編制については、国が定める40人という標準を堅持しつつ、多様な高校教育の展開に対応することとしている。

府教育委員会としては、この趣旨に沿って、それぞれの学校の実情に応じて、教育条件の改善を図りたいと考えている。

大阪府では、小学校１・２年生が、学習習慣や生活習慣の基礎を確立して、安定した学校生活を送るための重要な時期であるという認識に立ち、35人を基準とした少人数学級編制を実施している。小学校３年生からは、個々の児童・生徒の課題に応じたきめ細かな指導が効果的であると考え、少人数習熟度別指導を基本としているところであるが、令和２年度より学校の実情等に応じて、市町村が少人数習熟度別指導又は少人数学級編制を選択し、より効果的な指導が進められるように行う。

国に対しては、３５人以下学級を義務標準法の改正により早期に拡大するよう、かつ地域の実情に応じて様々な教育ニーズに対応できる定数措置が可能となるよう要望を行っているところ。

府教育庁としては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践してくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、これまでも国に対して新たな定数改善計画の策定を要望してきた。

　文部科学省では、令和２年度概算要求において、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るため、3,920人の定数改善を計上したところ。

　引き続き、国への働きかけや今後の国の動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、一層適正な定数管理に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいる。

勤務する教職員の勤務労働条件に影響を与える新たな府立高校再編整備計画に関する項目

平成25年3月に策定した「府立高等学校再編整備方針」に基づき、同年11月、平成26年度から平成30年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定し、同計画に基づき、平成25年度よりエンパワメントスクールの設置、普通科総合選択制高校の総合学科や普通科専門コース設置校への改編、募集停止などを実施してまいった。

　また、平成30年11月に令和元年度から令和５年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を新たに策定し、同計画に基づき、統合整備による新たな多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部の普通科高校の設置（平成30年度）、工科高校の改編（平成30年度、令和元年度）、及び国際関係学科の改編（令和元年度）を決定した。

　今後とも府立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から再編整備を計画的に進めてまいる。

教員の業務負担増を招かないような条件整備に関する項目

高等学校における通級指導教室の設置については、今年度、新たに府立高校２校に通級指導教室を設置して４校で実施するとともに、大阪府として文部科学省の「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」を継続して受託し、４校で指導方法や指導内容について研究を進めているところ。

　通級指導教室の実施に係る条件整備については、本事業による研究成果を踏まえ、国の動向を見据えながら、関係課と連携し、検討を進めてまいる。

教職員の業務負担増に関する項目

学習指導要領総則第１の１において、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童（生徒）の人間として調和のとれた育成を目指し、児童（生徒）の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するもの」と示されているところであり、各学校で創意工夫を生かした教育課程を編成することが求められている。

教職員の負担軽減に関する項目

授業時数確保の取組みは、設置者である市町村教育委員会や各学校の判断において行われている。

　また、学習指導要領総則第２の３において、「各学校において、児童（生徒）や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること」と示されており、各学校で創意工夫を生かした教育課程の編成が求められている。

　文部科学省 平成31年３月29日付けの「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」の通知を受け、府教育庁としては、市町村教育委員会に対して適切な対応をとるよう依頼した。

教員の業務負担増に関する項目

平成25年12月に公表された文部科学省の「英語教育改革実施計画」では、「初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る」とされている。

府教育庁では、平成26年度から２年間、「英語教育推進事業」を実施し、小・中学校において英語学習の実践研究を行った。

今後も、国の動向を注視しつつ、英語教育の推進を図ってまいる。

教員の業務負担増に関する項目

平成25年12月に公表された文部科学省の「英語教育改革実施計画」では、「初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る」とされている。

府教育庁では、小学校３･４年生における外国語の導入や、５･６年生における外国語の教科化を踏まえ、英語教育の推進を図ってまいる。

また、平成29年３月31日に公示された新学習指導要領に移行するために必要な措置が、平成29年７月７日に公布・公示され、文部科学省令及び文部科学省告示によって、移行期間における教育課程の編成・実施することが求められている。

府教育庁では、平成30年度から３年間、小学校英語教育実践リーダー研修を実施するとともに、国の加配の活用など、中学年の外国語活動、高学年の外国語科の円滑な実施に向けた支援を行っている。

小中一貫教育に伴う新たなカリキュラムの作成や指導方法の統一、交流学習などの教職員の業務負担増加に関する項目

小中一貫教育については、各市町村の判断により進められるものであり、府教育庁としては、市町村担当指導主事会等を通じ、市町村に対して、国の状況や府内の先進的な事例について情報提供を行うなどの支援をしてまいる。

教員の業務負担増に関する項目

文部科学省は、学校選択制について全国一律に導入を促進すべきというものではなく、メリットとデメリットを十分考慮した上で、学校設置者である各市町村教育委員会が導入するかどうかを判断するものとしている。

学校選択制の導入については、市町村教育委員会が地域の実情を踏まえて主体的に判断するものであるが、導入により学校教育の活性化が期待される一方で、学校の序列化や学校間格差が発生する可能性があること、学校と地域社会の結びつきが弱まることなどの課題が考えられることから、慎重な判断が必要であると認識している。

「全国一斉学力調査」「全国一斉体力・運動能力調査」対策による教員の業務負担増に関する項目

「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、文部科学省及びスポーツ庁を実施主体、市町村教育委員会を参加主体として実施されるものであり、府教育庁としては、市町村別結果や学校別結果の取扱いについては、実施要領に基づき適切に対応する。

教員の業務負担増に関する項目

全国学力・学習状況調査等から明らかになった課題の解決に向け、市町村教育委員会や学校では、活用の力をはぐくむための授業改善や家庭学習習慣の定着など、学力向上に向けた取組みが進められている。

府教育庁としては、市町村教育委員会や学校が、本調査の結果から自らの課題を把握し、その解決を図るため、計画的に学力向上の取組みを進めることは重要であると認識している。

「スクール・エンパワメント推進事業」は、域内125校（小学校84校、中学校41校）の推進校が、配置された担当教員を中心に、学力向上のための年間の取組み計画を策定し、保護者・地域と連携のもと、学校全体で学力等の課題解決を図っていくもの。

今後も全ての子どもたちの学力を向上させるために各市町村教育委員会と連携し、学校の取組みに対する助言など、支援を進めていく予定。

教員の業務負担増に関する項目

チャレンジテストについては、本テスト結果を活用し、大阪の子どもたちの学力を把握・分析し、教育指導の工夫改善を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書の評定の公平性の担保に資する資料を作成することを目的に実施しているところ。

　また、小学生のテストは、子どもたちが自分自身の学習を振り返り、その後の学習に生かすとともに、学校が進めている取組みを検証・改善し、子どもたち一人ひとりに確かな学力を育むため、実施を検討しているところ。

労使慣行に関する項目

教職員の勤務条件及び教育施策の実施に当たっては、今後とも双方の信頼関係に基づき、必要に応じ、所要の協議や説明を行っていくこととしている。

職員の失職防止に関する項目

教員免許更新制の制度理解をすすめるため、管理職向けの研修や市町村教育委員会の人事担当者会議において説明するとともに、それぞれの教員が更新講習の受講も含めた一連の流れについてセルフチェックするための「教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）」を作成し、大阪府ホームページへの掲載や市町村教育委員会等への送付などにより周知に努めているところ。

また、教員一人ひとりの更新手続きの状況把握については、更新手続き未申請者の把握の一助となるよう、更新手続きを完了した教員の情報を概ね四半期ごとに市町村教育委員会等に通知しているところ。

特に、休職・休業中の方については、休職・休業中であっても申請期間に該当していれば免許更新手続きが必要であること、休職・休業を理由とする延期手続きが可能であることを、市町村教育委員会に対して、該当する教員への周知徹底を依頼しているところ。

なお、従来からの周知に加え、新免許所持者の更新が本格的に始まる平成30年度以降の更新手続き忘れを防止するため、平成29年度より毎年、休職・休業中の者を含む公立学校在職の教員を対象に所有免許状調査を実施し、各教員等からの申告に基づき更新確認期限等を記載した所有免許状確認票を配付し、更新手続きの確実な実施に活用するよう周知しているところ。

今後とも教員免許更新制の実施にあたっては、円滑な運用に努めてまいる。

出張に関する項目

教員免許状の更新は個人の資格にかかるものであることから、更新講習受講を公務として出張と取り扱うことは困難。

ただし、教員免許状更新講習を受講する際の服務上の取扱いについては、教員免許更新制運用開始に係る文部科学省通知を踏まえ、府立学校には長期休業期間中等授業時間の割当てのない時間等において更新講習を受講する場合に、公務に支障のない範囲で、職務に専念する義務を免除することは差し支えない旨通知しているところであり、市町村教育委員会に対してもその旨を通知している。

また、同様の理由から、免許状更新講習に係る講習受講者の受講料及び受講に伴う交通費などの経費について、公費負担することは困難。

なお、平成29年度から、府教育センターが実施する「10年経験者研修」の一部を、「免許状更新講習」の対象研修として実施している。

小・中・高等・支援学校の10年経験者研修が対象で、更新講習として必要な30時間のうち、「選択必修領域」６時間、及び「選択領域」18時間を合わせた24時間分を受講したこととなる。

勤務評価結果の給与等への反映に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議の上、平成19年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成24年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

また、大阪府立学校条例において、教員の授業に関する評価は、生徒又は保護者による授業に関する評価を踏まえて行うものと規定されたことを受け、授業アンケートを、授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を「教職員の評価・育成システム」において「授業力」評価を行うために踏まえるべき重要な一要素として位置付けた。

平成29年度に実施した「教職員の評価・育成システム」に関する教職員アンケートの結果等も踏まえ、引き続き評価・育成システムがより良い制度となるよう、今後も必要に応じて改善に取り組んでまいる。

今後とも勤務条件に関わる事項については、皆様方と協議してまいる。

常勤職員に影響を与える臨時教職員の勤務労働条件の改善に関する項目

非常勤職員の賃金・報酬については、これまで、常勤職員に準じた賃金・報酬の改定等、必要に応じて所要の措置・改善を図ってきたところ。

常勤職員に影響を与える臨時教職員の勤務労働条件の改善に関する項目

臨時的任用職員の処遇については、「職員の給与に関する条例」等の規定に基づき措置しているところ。

教育職給料表の２級は教諭の職務の級とされており、臨時講師に適用することは困難。

臨時的任用職員の初任給については、令和２年度より、任期の定めのない常勤職員の採用年齢上限を勘案し、給料表の最高号給未満の号給を上限とする取扱いを廃止することとしたところ。

今後とも、勤務労働条件に関わる諸事項については、十分に協議を行ってまいる。

長時間過密労働を解消するため、府教委、校長の責任で実効ある措置を講じることに関する項目

教職員の働き方改革については、平成30年３月に策定した「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討してまいる。

市町村教育委員会に対しては、府立学校における取組みをあらゆる機会を通じて周知する等、教職員の働き方改革の取組みが進むよう引き続き働きかけてまいる。

　また、教員への一年単位の変形労働時間制の導入の有無については、国の法制度改正の動向等を注視してまいる。

公立高校授業料無償化の「所得制限」導入による教職員の業務負担増大に関する項目

高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成２７年度より賃金職員の活用により対応することとしたもの。

令和２年度以降の事務処理体制については、令和元年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応してまいる。

高校生等への修学支援については、所得制限を導入した現行の高等学校等就学支援金制度の開始や授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金の創設等から５年が経過した。

このため、国（文部科学省）においては、国会審議における附帯決議も踏まえ、平成29年４月に「高校生等への修学支援に関する協力者会議（以下、「協力者会議」という。）」が設置され、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金を中心とする高校生等への修学支援について、制度改正による効果や影響等について検証し、取り組むべき課題や講ずべき措置等について、学識経験者等の協力を得て検討が行われているところ。

府教育庁としても、文部科学省からの招へいに応じ、平成29年６月に開催された第2回協力者会議に出席し、原級留置等により修業年限を超過した生徒の卒業支援や、寄附金税額控除などによる課税額の変動により判定結果に不公平が生じている所得要件の判定基準の見直し、及び多子世帯等への支援の拡充を検討いただけるようお願いしているところ。

今後とも国の動向を注視しながら、機会あるごとに国への要望など制度改善に向けて取組んでまいる。

教職員が生きがいを持って働ける職場環境整備や病休や産休などの権利行使を妨げる事態を引き起こさないこと等に関する項目

府教育庁として、定数の範囲においては、基本は正規教員が担うものと考えている。

教職員の採用については、これまでも可能な限り新規採用者の確保に努めてきたところ。

より一層優秀な人材を確保するため、「特別選考」において「現職教諭対象の選考」を行うとともに、「一般選考」において一定の要件を満たす常勤講師等経験者に対して、第１次選考・第２次選考に関する加点制度を設けている。

新規採用数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用教職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度決定している。

また、採用選考テストの合格者数は、採用予定数に見合うよう、面接テスト、筆答テストなどの結果を総合的に判定して決定している。

今後とも、可能な限り新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいる。

学校現場の負担軽減に関する項目

病休代替講師等については、必要に応じて市町村教育委員会と協議の上、実態を考慮して対応している。

　なお、長期休業中の措置については、基本的には困難であるが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ、対処してまいる。

６０歳を超えて働く教職員を定数から除外するなどの教職員の業務負担軽減に関する項目

再任用教職員は本格的業務に従事することから、短時間勤務職員についても常勤職員とあわせトータルで定数管理を行っている。

適正な定数管理に努め、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいる。

学校給食にかかわる教職員の業務負担軽減に関する項目

中学校給食については、実施率が全国でも最も低い状況であったことから、平成23年度から平成27年度までの５年間に限定して、中学校給食を導入する市町村に対して財政支援を行い、その結果、現在は実施率が９割を超えており、今年度からは府内全市町村で中学校給食が実施されている。

中学校給食の運営については、学校給食の実施主体である市町村が、各市町村の議会等での議論を踏まえ、市町村として最もふさわしい実施方法を決定したもので、その内容については尊重すべきものと考えている。

平成27年度まで実施した市町村に対する財政支援は、５年間の期限を設けて実施したもので、あらたな支援制度の創設は困難。

また、学校における食育は、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進することとされており、全教職員が連携・協働した食に関する指導体制を充実し、教材の作成等の取組を推進する必要があることから、府教育庁では、食に関する指導、食事内容及び管理運営等、当面する諸課題について研究協議を行う「学校給食・食育研究協議会」を開催し、事例発表や研究協議を通じて、負担軽減につなげたいと考えている。

併せて府ホームページに、食に関する指導の指導案等を掲載し、指導方法に悩んでいる教職員の負担を軽減したいと考えている。

また、食物アレルギー疾患を有する子どもへの対応については、平成29年２月に策定した、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」を踏まえ、６月に実施した学校保健等担当指導主事等連絡会、学校給食・食に関する指導主管課長会議において、あらためて周知を図ったところ。

学校における食物アレルギーは、校長・准校長を責任者として学校全体で取り組む必要があることから、府教育庁では、７月11日に学校の管理職を対象とする「管理職学校給食衛生管理・食育研究協議会」において、学校給食における食物アレルギー対応の研修を実施するとともに、８月９日には教職員を対象とした学校安全研究協議会においてアレルギー対応の周知を行った。

学校における食物アレルギー、特に学校給食でのアレルギー対応は、栄養教諭の役割が重要であると考えており、栄養教諭の定数改善について、これまでも全国都道府県体育・スポーツ・保健・給食主管課長協議会などを通じて国に対し要望をしてきたところであるが、これに加え、今年度「令和２年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」にて大阪府からも栄養教諭を各校１名配置とするよう要望を実施したところ。今後も引き続き、要望をしてまいる。

食物アレルギー対応は、個人の努力や良心に任されるものではなく、児童生徒の安全性を最優先し、栄養教諭や養護教諭、食物アレルギーを有する児童生徒を受け持つ学級担任のみならず、管理職をはじめとする全ての教職員が組織的に対応することが重要であることから、さまざまな機会をとらえ、適切に指導を行なってまいる。

また、栄養教諭については、標準法による定数を基礎として、各校の状況を勘案の上、配置している。

　文部科学省では、令和２年度概算要求において、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るため、3,920人の定数改善を計上され、共同調理場における栄養教諭等の配置充実として、配置基準の引き下げが盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られるよう求めてまいる。

　今後とも、栄養教諭等定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいる。

ハラスメント防止に関する項目

パワー・ハラスメントの防止及び対応については、平成２２年４月に「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を策定し、マタニティー・ハラスメントの防止及び対応については、平成２９年２月に「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」を策定し、それぞれ府立学校校長・准校長あて通知するとともに、市町村教育委員会に対しても、参考送付している。

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関する防止及び対応に関する指針」及び「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の相談体制の整備に係る部分について、教職員により理解してもらえるよう、表現等をわかりやすく整理するなどの改定を行い、平成29年６月30日付けで府立学校校長・准校長あてに通知するとともに、市町村教育委員会に参考送付している。

令和元年10月には、「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の《参考》について、表現をわかりやすくする変更を行い、府立学校校長・准校長あてに通知するとともに、市町村教育委員会に参考送付している。

職場でのパワー・ハラスメント防止については、令和元年６月に公布された関連改正法に基づき、現在、国において検討が進められており、今後、国の動向を踏まえ注視しつつ、パワー・ハラスメント防止指針の見直しを行うなど適切な対応に努めてまいる。

今年度の「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に職場におけるハラスメントの防止を重点事項として掲げたところ。

市町村教育委員会については、平成28年度までにすべての市町村が「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を策定している。また、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関する防止及び対応に関する指針」についても、未策定の市町村教育委員会へ指導を行っているところ。

今後とも、市町村教育委員会に対して、教職員への啓発、相談体制の整備を進めるよう指導するとともに、管理職及び教職員の意識啓発を図るなど、安心して働くことができる職場環境をつくるよう、指導・助言に努めてまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

「奨学のため給付金」は、授業料無償化制度への所得制限導入により捻出された財源を活用して制度創設されたものであるが、就学支援金との給付要件の違いや世帯区分による給付格差が大きいことなどに課題があると考えている。

給付金の給付額については、全国知事会の政策要望においても格差解消を要望しているところであり、令和元年度より生活保護を除く非課税世帯の一人目の給付額が80,800円から82,700円に増額されたところ。

今後とも国の動向を注視しながら、国への要望など制度改善に向けて取組んでまいる。

安全な職場環境の確保に関する項目

非構造部材の耐震化については、平成24年度にすべての府立学校において、天井の破損やロッカー、書棚等の状況について、教職員による点検を実施し、平成25年度には、点検結果に基づいて、ロッカー等の転倒防止対策を実施している。

また、平成25年度には、体育館や柔剣道場の天井や照明器具等の非構造部材の点検につきまして、建築基準法第12条に定める定期点検に併せて実施し、平成26年度には、その点検結果に基づいて、支援学校の体育館の吊天井、高等学校の柔剣道場の天井や照明器具などの実施設計を行い、平成27年度からこれらの非構造部材の本格的な耐震化工事に着手し、平成30年度末に完了した。

令和元年度においては、学校施設の安全性を確保するため、これまで行ってきた専門家による建築基準法第12条に基づく点検に、天井、照明器具等の非構造部材の目視等による点検を加えて実施しているところ。

また、大規模災害の際に、学校施設の災害復旧に必要な調査等業務を迅速に実施し、災害復旧工事を速やかに行えるようにすることを目的に、令和元年５月23日に一般社団法人大阪府建築士事務所協会との間で、協定を締結した。

引き続き、安全な職場環境の確保に向け、必要な対策を行ってまいる。

　また、アスベスト含有吹き付け材を使用している学校については、除去、封じ込め、囲い込みといった対策を講じるとともに、アスベスト含有吹き付け材が残存する府立学校においては、「府立学校の施設に関するアスベスト管理マニュアル」（平成26年９月改正）に基づき、室内のアスベスト気中濃度測定を毎年１回実施し、飛散の有無を確認している。

　アスベストについては、今後とも適正に管理していくとともに、これらの学校で改修工事を実施する場合は安全対策に万全を期してまいる。